

2022年3月14日

東京外環道工事差止仮処分申立事件即時抗告のお知らせ

東京外環道訴訟原告団・弁護団
連絡先：弁護士武内更一
03(3503)7714

本日、標記仮処分申立事件（事件の表示は下記のとおり）につき、本年2月28日の東京地方裁判所の仮処分決定のうち、債権者（申立人）の申立てを却下した部分につき、本線及びランプウエイトンネル全部の工事差止仮処分命令を求めて東京高等裁判所宛に即時抗告申立てを行いました。

一審の表示

裁判所 東京地方裁判所 民事第9部合議係（目代真理裁判長）
事件番号 令和2年(ヨ)第1542号
事件名 東京外環道気泡シールドトンネル工事差止仮処分命令申立事件
債権者 ■■■■■、ほか12名
債務者 国、外2名

一審の仮処分決定

- 1 債務者らは、東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のうち東名立坑発進に係るトンネル掘削工事において、気泡シールド工法によるシールドトンネル掘削工事を行い、または第三者をして行わせてはならない。
- 2 債権者■■■■のその余の申立てを却下する。
- 3 債権者■■■■を除く債権者らの申立てをいずれも却下する。
- 4 申立費用はこれを13分し、その12を債権者■■■■を除く債権者らの負担とし、その余を債務者らの負担とする。

抗告審の表示

裁判所 東京高等裁判所
事件名 東京外環道工事差止仮処分命令申立一部却下決定に対する即時抗告事件
抗告人（原審債権者） ■■■■■、外12名
相手方（原審債務者） 国、外2名

抗告申立の趣旨

- 1 原決定中、抗告人らの申立てを却下した部分を取り消す。
- 2 相手方らは、東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線において、気泡シールド工法によるシールドトンネル掘削工事を行い、または第三者をして行わせてはならない。
- 3 申立費用は、第一審及び第二審を通じて相手方らの負担とする。との裁判を求める。

即時抗告申立書

2022年3月14日

東京高等裁判所 御中

抗告人（原審債権者） XXXXXXXXXX、ほか12名
(別紙抗告人目録記載の通り)

[送達場所]

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目12番14号 虎ノ門マスターズ4階
虎ノ門合同法律事務所
電話 03-3503-7714 FAX 03-3503-7716
上記抗告人ら13名代理人

弁護士 武内 更 一

弁護士 遠藤 憲 一

弁護士 吉田 哲 也

〒100-0001 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相手方（原審債務者） 国

上記代表者法務大臣 古川 禎 久

〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目18番19号

相手方（原審債務者） 中日本高速道路株式会社

上記代表者代表取締役 宮池 克 人

〒100-8979 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号

相手方（原審債務者） 東日本高速道路株式会社

上記代表者代表取締役 小 畠 徹

東京外環道工事差止仮処分命令申立一部却下決定に対する即時抗告事件

東京地方裁判所令和2年(ヨ)第1542号仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和4年2月28日付けでした仮処分決定（以下「原決定」という。）の正本が同月28日に抗告人（原審債権者）に送達されたが、抗告人らは同決定のうち債権者の申立を却下した部分につき不服であるから、即時抗告をする。

第1 原決定の表示

裁判所 東京地方裁判所

事件番号 令和2年(ヨ)第1542号

事件名 東京外環道気泡シールドトンネル工事差止仮処分命令申立事件

債権者 ■■■■■■■■■■、ほか12名

債務者 国、外2名

主 文

- 1 債務者らは、東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のうち東名立坑発進に係るトンネル掘削工事において、気泡シールド工法によるシールドトンネル掘削工事を行い、または第三者をして行わせてはならない。
- 2 債権者■■■■のその余の申立てを却下する。
- 3 債権者■■■■を除く債権者らの申立てをいずれも却下する。
- 4 申立費用はこれを13分し、その12を債権者■■■■を除く債権者らの負担とし、その余を債務者らの負担とする。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定中、抗告人らの申立てを却下した部分を取り消す。
- 2 相手方らは、東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線において、気泡シールド工法によるシールドトンネル掘削工事を行い、または第三者をして行わせてはならない。
- 3 申立費用は、第一審及び第二審を通じて相手方らの負担とする。
との裁判を求める。

第3 抗告の理由

おって抗告理由書をもって述べる。

添 付 書 類

- | | |
|-------------|----|
| 1 即時抗告申立書副本 | 3通 |
| 2 資格証明書 | 2通 |